

令和元年度第1回伊予市環境審議会

令和元年10月21日（月）

市役所 2階 会議室1

出席委員：中安 章・藤岡政晴・對尾眞也・篠崎博志・大森幸子・平田清夫・東岡芳雄
植松秀一・中塚道子・長見美保（10人）

事務局：産業建設部長 木曾信之・環境保全課 安田 敦・高橋雄二・本田 真
都市住宅課 三谷陽紀・大塚直人・栗田智穂

<午後2時00分 開会>

○司会

本日はお忙しい中お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまから令和元年度第1回の伊予市環境審議会を開催させていただきます。

本日の審議会には、委員全員の皆様が御出席いただいておりますので、伊予市環境審議会条例第5条第2項によりまして、本日の会議は成立をしております。

また、傍聴要領に基づき、市のホームページで審議会の開催告知を行いました。指定の期日までに傍聴希望者がいなかったことを御報告申し上げます。

なお、一般廃棄物処理基本計画の中間見直しにつきましては、コンサルティング業者とともに素案を作成したことから、今回使用したデータ等の扱いに詳しいアセス株式会社の方にも同席をしております。

それでは、開会に当たりまして、産業建設部長の木曾より御挨拶を申し上げます。

○産業建設部長

皆さん、こんにちは。

本日は大変お忙しい中、御案内を申し上げます。令和元年度第1回環境審議会に御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。日ごろは環境行政を初め市政全般にわたりまして多大なる御理解と御協力をいただいておりますこと、厚くお礼を申し上げます。

本審議会につきましては、本市の環境行政の総合的かつ計画的な推進並びに環境保全に関する重要事項について、専門的に調査審議していただくために設置していることは御案内のとおりでございます。昨今は、環境問題は複雑化、多様化しており、また地球温暖化対策のほか、生物多様性の保全、また気候変動対策など広がりも見せており、この審議会の役割はますます重要になっていると認識をしているところでございます。国におきましても、昨年6月に第4次循環型社会形成推進基本計画が策定されまして、その中では持続可能な社会の基本的な考え方として、新たに環境・経済・社会の統合的な向上の具体化といったことや、地域の資源を持

続可能な活用をしていくといった地域循環共生圏という新しい概念の環境行政の枠組みが示されたと思っております。

そうした中、本日は本市の一般廃棄物処理基本計画について中間見直し作業に入らせていただくということで、諮問をさせていただきます。

最後になりますけれども、委員の皆様には任期2年ということで昨年7月に御就任をいただきまして、今年度2年目でございます。環境行政を取り巻く社会情勢が大きく変化している中で、経験豊富な委員の皆様の貴重な御意見、またすぐれた知見からの専門的な御意見、御提言をいただきながら、よりよい内容の中間見直しが行われますよう、活発な御審議をお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうぞ、よろしく願いをいたします。

○司会

それでは、伊予市環境審議会条例第5条第1項により、会長が議長となるということになっておりますので、これからの進行を中安会長さんをお願いしたいと思います。

●会長

では、次第に基づきまして、議事の1、「一般廃棄物処理基本計画の見直しについて」につきまして事務局から説明を行ってください。

○事務局

一般廃棄物処理基本計画の中間見直し案について御説明をいたしたいと思えます。

この一般廃棄物処理基本計画は、計画期間が平成26年度から令和5年度の10年間となっております。現在6年目に入っております。国が定めたごみ処理及び生活排水処理基本計画の策定指針によりましたら、目標年次を10年から15年に定めまして、評価を踏まえて、おおむね5年ごとに改定するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合は見直しを行うことが適切であるとされております。本来なら、昨年度に見直しを行うことが妥当ではあったわけですが、災害廃棄物基本計画の策定を待っての見直しをする必要がありましたので、本年度見直しとなっておりますことを御了承いただきたいと思います。

内容につきましては、これまでの進捗状況を整理しまして、廃棄物を取り巻く状況の変化を踏まえ、基本計画の見直しを行うものです。全体を通して、計画前半期における実績に基づき、数値目標との比較や要因分析を行い、その結果を計画後半期における取り組みに反映させております。

処理計画の策定手続につきましては、特に国の方で定めたものはないのですが、本市におきましては、環境審議会で検討いただきまして、ここで案を確定させていただき、その確定いただいた案を今度は市民の皆さんにお示ししまして、また意見をいただく。そのやり方を終えてから、正式に市のほうが定めることになっております。

この後、ごみ処理編と生活排水処理編のそれぞれの担当のほうから、計画の見直しについて

説明をさせていただきます。

○事務局

それではまず、第1編伊予市の地域概況の見直し点について御説明させていただきます。

全般的な変更点としましては、記載内容の数値等を現時点の最新のデータに差しかえております。また、来年の3月までに新しい情報が更新されれば、随時差しかえをしていくように考えております。

なお、統計資料につきましては、平成29年度の調査が最新となっております。

12ページをご覧ください。第4節運輸交通につきましては、基本計画策定後に伊予市における公共交通機関ネットワークが大きく変更しておりますので、その状況に基づき、記載内容を変更しております。

続きまして17、18ページをご覧ください。第8節の主要な開発計画及び事業計画につきましては、今年度を目途にマスタープランの改訂作業中ですので、現計画を掲載しております。改訂に合わせて、内容を反映させることにしております。

以上で第1編の見直し点についての説明を終わります。

●会長

基本計画そのものが第1編、第2編、第3編と分かれていて、全体的に関連があるようですから、質問や意見交換は、最後にまとめてになるかもわかりませんが、それぞれのところで確認的な質問等を受けたいと思います。この第1編のところ、何か御質問とかありますでしょうか。

ないようですので、第2編をお願いします。

○事務局

続きまして、第2編ごみ処理計画編の見直し点について御説明いたします。

変更箇所につきましては、文字上に網かけを行って変更をしている箇所になります。

この第2編全般を通じた変更点といたしましては、各図表に図表番号を新たに追加しております。

また、資料をお送りした後に、さらに修正した箇所があります。お手元にある、差し替え版と差し替えをお願いいたします。

それでは、第1章計画策定の要旨、25ページから変更点について御説明いたします。

第1章につきましては、29ページの第2項の計画の目標年度の年号が改正されましたので、令和5年度としております。それ以外に大きな変更は特にありません。

続きまして、第2章、32ページ以降につきましては、ごみの量にかかわる部分については、平成21年度から30年度までの10年間の実績値をもとに現状把握を行っております。

42、43ページに移ってください。ごみ処理施設にかかわるデータについてまとめております。こちらのデータにつきましては、紙面の都合上、過去6年間のデータをもとに掲載してお

ります。

続きまして、44、45ページの第3項ごみ質につきましても、同様にごみ処理施設にかかわるデータですので、過去6年間のデータをもとに分析しております。

続きまして、47ページの表の2. 2. 3、収集運搬車両につきましても、現在運用している車両をカウントしております。

50ページ以降につきましても、データの更新、それに伴う分析結果、記載内容の表現修正を行っておるだけで、基本的な部分に変更はございません。

以上で第2編の第1章、第2章の見直し点の説明を終わります。

●会長

概要的な説明を終わりましたが、続けて第3章以降に進みましょうか。

○事務局

第3章、56ページからになります。

58ページをご覧ください。このページの内容につきましては、データを公表しておりますので、その各団体の最新データに差し替えております。

続きまして59ページの第4項粗大ごみの収集方法及び再利用ですが、当初の計画では(2)再利用の部分につきましても、①リサイクルプラザの整備、②粗大ごみの展示、③リサイクル・データバンクの作成という計画を記載しておりましたが、今回、こちらの部分を見直しをさせていただいております。見直しの理由といたしましては、①のリサイクルプラザの整備につきましては、施設の整備費用、受け入れ地域の選定等も含めた立地の問題、人員配置等を検討した結果、実施は現状では困難と判断し、計画から除外いたしました。②の粗大ごみの展示、③リサイクル・データバンクにつきましては、近年、インターネット等を介して中古品を売買するなど、個人レベルでもリユースが行われている例も多数あり、また、その市場も拡大していることから、市が介入する必要性は現在のところないと判断し、除外いたしました。市といたしましては、記載しておりますとおり、リユースの情勢をより一層高めるような情報発信を行い、リユースの促進とともにごみ減量を進めていきたいと考えております。

60ページからの第2節処理体制再検討のためのごみ排出量の予測の第2項ごみ排出量の予測を再算定しております。計画開始年度である平成26年度から平成30年度までは実績値を、令和元年度から令和5年度までは予測値を記載しております。人口予測につきましては、既に公表しております予測人口をもとにしております。

ごみの将来予測としましては、過去10年分の分析の結果、収集可燃ごみは家庭系・事業系ともに減少傾向、直接搬入可燃ごみについては家庭系は増加傾向、不燃ごみについては家庭系は減少傾向があると判断し、62ページの表にまとめております。

63ページ、可燃ごみの中でも特に生ごみについての予測を行っております。

64ページは資源ごみの予測になります。今回、分類につきましては、環境省の一般廃棄物実

態調査の分類に合わせて変更しております。紙類、金属類、ガラス類は減少傾向、ペットボトルは横ばい、容器包装プラスチック、布類は減少傾向、有害ごみと小型家電などその他ごみは現状維持と、それぞれ推計し、65ページの表にまとめております。

66、67ページでは、ごみ処理体制について記載しております。分別方法に変更はありませんが、記載方法は少し変えております。可燃ごみにつきましては、令和5年度の年間ごみ発生予測量は1日当たり24トンであり、清掃センターの処理能力で対応可能であることを示しています。

68ページから76ページにかけては、ごみ処理の動向として、基本計画策定後に制定された法律や第4次循環型社会形成推進基本計画、国・県の動向や取り組みについて記載をしております。ご覧いただきますとおり、国・県ともに、その取り組みが5年前から大きく変化しております。この動向を踏まえつつ、77ページから伊予市の取り組みについて記載をしております。

それでは、77ページの第4章ごみ処理基本計画からの第1節基本方針につきましては、記述の内容を一部修正したところがありますけど、大きな見直しはありません。

80ページから、排出抑制の方法として行政、市民、事業者それぞれの役割について記載しております。81ページの④その他のところに、ごみの減量による効果を分析、数値化し、その情報を発信することを追加しております。

続いて、市民の役割として、同じく81ページに①ごみの排出抑制として、衝動買いの抑制、マイバッグの利用、不用なレジ袋・プラ製のフォーク・スプーンなどを受け取らないなど、日常取り組んでほしい内容を追加しております。

82ページ、④食品ロスの削減について新たな取り組みとして追加しております。

(3)事業者の役割として、83ページの⑤番消費者へのごみ減量意識の啓発として3010運動、おいしい食べきり運動推進店登録など、市が進めております食品ロス削減への取り組みへの協力を追加しております。さらに、⑧その他に、各事業者へごみの減量への目標設定や事業者内での環境教育の推進を追加しております。

84ページのごみ減量化目標の目標設定ですが、平成20年度比でごみ排出量を10%減少という減量化率の目標は変更していません。

85ページの上段の表の予測では、令和5年度は9,235トン、基準年度比マイナス3.1%にしかならず、目標の排出量とは657トンの差があります。人口減少を加味しても、現在の予測では目標達成のためにはさらなる減量化が必要です。目標達成のために、さらなる減量化への取り組みを継続したいと考えております。

88ページからの第5節では、先ほどお話ししました減量化目標について記載しております。

89ページ、第6節収集運搬計画、91ページの第7節中間処理計画、第8節最終処分計画、同じページの第9節再資源物流計画については、基本的に見直した事項はありません。

93ページからのその他では、94ページの第5項に、環境問題に関する近年の世界の動向を追

加しております。海洋プラスチック汚染による生態系への影響というところから網かけしてある部分が、近年の世界の動向についての記載になります。

96ページからの第13節今後の課題として、基本計画策定後問題提起された、食品ロスの削減、ワンウェイ（使い捨て）のプラ製品の使用削減、高齢者世帯に対するごみ出しの支援の項目を今後の課題として新たに追加しております。

最後に97ページから99ページまでに災害廃棄物処理計画ということで、昨年度策定いたしました災害廃棄物処理基本計画の概要を記載しております。

以上で第2編ごみ処理基本計画の見直し点の説明を終わります。

●会長

第2編のごみ処理基本計画につきましての御質問、御意見をいただきたいと思っております。

◎委員

伊予市の人口が減少しているのは、皆さん承知のとおりですが、その1人当たりのごみの量が年度別にどういふふう減ってきているのか、人口減少によって、ごみの総量が減っているのか、そこらの相関関係を説明いただきたい。また、事業系ごみについても、事業所1事業所当たりのごみの排出量がどうなっているのか、わかっているならば教えていただきたい。

○事務局

33ページをご覧ください。過去10年間の家庭系の収集ごみの実績ですが、総量、1人1日平均排出量、特に減少しているということで、過去10年間のデータを、表及びグラフ化しております。家庭ごみの排出については、こういったデータが出ております。

◎委員

これ見ると、平成27、8年からは、1人当たりのごみの排出量というのは、減少はほぼしてないということですね。ですから、あとは、その減少傾向というのは、人口減少による減少傾向で将来予測を出しているということになると思います。要は、この1人当たりのごみ排出量をいかに減らすかということを考えていかないと、伊予市全体のごみの量というのは、なかなか減らせないのではないのでしょうか。

それともう一つ、最近、スーパーとかコンビニあたりではレジ袋の廃止ということが言われかけていますが、伊予市としては、例えば、スーパーとかコンビニ業者等に対して、レジ袋の廃止を要請するとか要望するとか、そういう働きかけをするのも一つの、プラごみ減少につながるのではないかと思います。行政としては、その辺りまでは、まだ考えてないということですよ。

◎委員

レジ袋の有料化が言われておりますが、そこで前から考えていたことですが、使わなくなった傘をマイバッグに利用するというのはどうでしょうか。昨日、町家と話を詰めて、来年の令和2年2月22日に、まず試みとして、町家でやってもらえるように話をつけました。その辺り

を市のほうも応援していただければと思っていますので、是非御協力いただきたいと思いま
す。

○環境保全課長

大森委員さん、御質問なのですが、その2月22日に町家で、そういう再利用の試みがなされ
るということですが、具体的には、どういうふうな形で行うのでしょうか。

◎委員

ミシンを1台ぐらい用意をして、1人手伝ってもらう人がいて、町家のお部屋を借りて、時
間を第1部と第2部に仕切って、午前中、午後というような形で、やってみようと思います。

○環境保全課長

持ってきてもらって、その場で作成するのですか。

○委員

そうです。要らない傘、捨てる傘を持って来てもらいます。

○環境保全課長

そこでつくり方を教えて、実際につくってもらおうということですね。

◎委員

思い出の傘とか、結婚当時に使った傘とか、いろいろあろうかと思っていますので、そういう
ものを皆さんに持ってきてもらって、時間的には、大体30分くらいでできますので、体験して
もらったらいいかなどと思っています。

○事務局

レジ袋等の削減についての市の施策としましては、今の段階で各業者に求めていくというま
でではなくて、こういった目標ということを示して、全体的な削減を目指していく。当然、有
料化につきましても、国のほうでも、そういう形で動いていますので、国の形にちゃんと追い
ついて、離されないような形で制度、政策のほうも進めていきたいと考えております。

●会長

ほかに御意見とかありますでしょうか。

◎委員

88ページの第2項排出抑制、再資源化の方法の「近年、本市においては人口増加に伴い、ご
みの総排出量も減少傾向を示している」という意味がよくわからない。それと、減量化率の令
和5年度目標が、平成20年度比10%と、当初から変わってはないようですが、予測値がマイ
ナス3.1%に比べて、すごい高い目標を立てておられるので、このマイナス10%という数字、
どこからどのように編み出したというか、目標を立てたのか、そこらあたりのお考えがあつた
ら、聞かせていただいたらと思います。

○事務局

まず、88ページの第2項の記載につきましては、記載ミスですので、訂正させていただきます

す。

◎委員

人口減少で減ってるという。

◎事務局

はい。

2つ目の質問になります減量化率につきましては、平成20年度対比で10%というのは、この一般廃棄物処理基本計画を立てました平成26年度に策定した目標を今回も継続するという事になります。確かに、御指摘のとおり、85ページの予測排出量と目標排出量ということになっておりますので、現在の人口減少の流れ、ごみ減少の流れをそのまま引き継ぐような形でいくと、令和5年度にはマイナス3.1%にしかありません。これも目標のマイナス10%にするためには、あと7%の積み上げが必要で、具体的には657トン減らしていく必要があります。ここを政策で埋めていきたいというチャレンジングな目標設定にしておりますが、さらなる減量化、目標、予測排出量がこれだけだからということで目標を小さく設定するのではなく、当初の目標を完遂させるような形で進めていきたいと思っておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

●会長

今のやりとり、藤岡委員さんが言われたようなことで、この基本計画を策定しているところは、割合、1人当たりの排出量も減っていて併せて人口が減る要因を含め、一定見込みはいけると予測してこの計画を立てた後が、この1人当たりの減り方が横ばい状態ということは、何か根本的に何か手だてをしないと、人口の減った分しか減らないというのは、行政指導といったら、きつい言い方ですけど、例えば政策的なものをとっていただきたいということだろうと思っておりますので、何らかの形で盛り込んでいただけるように検討をお願いします。

◎委員

ごみの細分化を進めるというのはどうでしょうか。

松山市が23品目ですか、細分化をしてきっちりやっているから、ごみの減量化ができて、全国的にも松山はすごいというのがあるんですね。市民にとっては大変負担になるけれども細分化が、ごみ減量にはつながるところもありますよね。

●会長

私だけが松山在住ですが、市民にとっては複雑ではあっても、そういう形でいろんなものを仕分けすることで、ごみを減らす前に、ごみのもとを断つことにも結びつくことは間違いないので、あと、少し気になっているのは、再資源化のほうはどこまで進んでるのかなというのが、市民にちょっと伝わってこないもので、市民のほうからは、そういったことに対して、ちゃんとやっているのかというような意見はあつたりしますが、分別化のほうは、かなり全国的にも進んでる街ではあると思っております。そのあたり、近隣市ということもありますので、いろい

ろと御参考にいただければと思います。

ほかに、御質問、御意見ありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

●会長

それでは、今の御意見について、後でまた整理いたしますけども、ごみの分別化も含めて、1人当たりを減らすための施策を、もう少し書いていただけるようなことを含めて、御検討いただくということが、今のところの御意見かと思えます。特に、幾らかごみの減量につきまして市民の意識も高くなってきているにも関わらず、横ばい状態になっているということは、何か新しい施策、もしくは積極的に動かせるような施策が、打てないかなというところが、今の出ている御意見かと思えますので、その辺をまず押さえていて、ごみ処理基本計画は一旦終了させていただくということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

●会長

それでは、第3編生活排水処理基本計画につきまして審議いたします。それにつきましての御説明をお願いします。

○事務局

それでは、生活排水処理基本計画中間見直しの概要について説明させていただきます。

この計画は、本市における生活排水処理について、長期的・総合的視点に立ちまして、計画的な生活排水処理の推進を図るための基本方針や対策の部分を含めたものです。

お手元の資料の101ページから106ページまでの第1章につきましては、前回からの改定はございません。引き続き「快適水環境の郷（くに）づくり」を計画目標として推進していくこととします。

107ページをお願いします。

第2章生活排水処理の現状と課題でございますが、生活雑排水の処理は、公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽の3つの方法により行われており、平成30年度末における生活排水処理率は、市全体の人口に対しまして約78%となっております。

108ページをお願いします。ここでは、平成26年度から平成30年度までの生活排水の処理別人口の推移を整理しております。

109ページでグラフ化しております。上段は、生活排水の処理別人口として、緑色が汚水を適正に処理している人口、ピンク色がトイレのみを処理している単独処理浄化槽の人口、オレンジ色が未処理の人口をあらわしております。

中段のグラフは、公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽の割合をあらわしております。赤色の公共下水道は整備区域の拡大などにより増加しておりますが、近年の人口減少などにより青色の農業集落排水施設は減少傾向で、水色の合併処理浄化槽は横ばいとなっております。

ます。

下段の折れ線グラフは、水洗化の人口率をあらわしております、緑色が適正に処理している割合で、年々上昇しております。また、赤色の破線は、単独浄化槽の処理人口を加えた割合となっております。

110ページから111ページでは、生活排水にかかわる処理施設の整備状況を示しております。

111ページの「伊予市生活排水処理区域図」の変更点としましては、赤色の公共下水道の伊予処理区で平成30年10月に区域を縮小したことによる変更をしております。その他の処理区域については変更ありません。

112、113ページ、114ページでは、本市の収集するし尿や浄化槽汚泥の処理を行っている塩美園と清流園への搬入実績や施設の概要を整理しております。

112ページの過去10年間で見ますと、緑色のし尿は減少傾向、ピンク色の浄化槽汚泥は増加傾向にあることがわかり、公共下水道への接続や合併処理浄化槽への転換が図られていることがうかがえます。

115ページをお願いします。ここでは、生活排水処理問題の想定される相関関係をまとめております。

116ページから120ページまでにおきまして、処理形態別に過去10年間の実情を表とグラフにしております。

121ページをお願いいたします。生活雑排水処理の課題ですが、未処理放流の割合は年々減少しておりますが、いまだ約23%あることから、下水道整備済み区域の接続促進や合併処理浄化槽の普及をいかに啓発するかが、これからの課題となってきます。

続きまして、124ページから126ページでは、し尿及び浄化槽汚泥の処理の実情としまして、排出原単位を算出しまして、公共下水道と合併処理浄化槽で、どれだけ、し尿が処理されたことになるか算定しております。どちらも年々増加傾向となっております。

以上、第2章までの説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いします。

●会長

はい。第1章、第2章、現状の認識関係になりますが、このところまでで御質問ありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

●会長

なければ、それを踏まえた計画のほうをお聞きした上で、質問、意見のほうに移らせていただきます。3章から、進めてください。

○事務局

はい。それでは続きまして、第3章からです。

127ページをお願いいたします。第3章からは本計画の策定条件を示しておりますが、これ

は前回から変更はございません。

131ページをお願いいたします。ここでは、行政区内人口の予測を示しております。平成26年度から30年度までは実績の数字で、令和元年からは実績をもとに予測人口を用いた人口としております。

132ページから138ページには、先ほどの予測人口を用いた生活排水処理人口の予測や、事業の特徴などを示しております。

139ページをお願いいたします。第4章では、これまでの内容を踏まえ、生活排水処理基本計画の中間見直しを行っております。

まず、計画目標の設定について、上段の表に生活排水処理率の目標値を示しております。括弧書きが前回の目標値で、上段の数字のうち平成26年度と30年度は実績値となっております。平成26年度は、目標68.4%に対し実績が71.0%、平成30年度は目標76.2%に対し実績77.5%となっており、いずれも目標が達成されています。

下段の折れ線グラフをごらんください。青色が実績値、茶色が前回の目標値ですが、令和元年度以降の目標値について、今回の中間見直しにより赤色実線のように変更し、令和5年度の目標値を83.4%に変更したいと考えております。これは、下水道を取り巻く環境の変化、人口減少や高齢化、厳しい財政状況を踏まえ、公共下水道の計画を抜本的に見直しを行った結果、区域を大幅に縮小することとなり、区域から除外した箇所については合併処理浄化槽による整備となることから、進捗予測を下方修正した結果でございます。

140ページと141ページに、人口の実績値と目標値を示しております。

142ページ以降では、目標を達成するための基本方針や個別の施策を掲げております。主な施策として、公共下水道及び農業集落排水施設の整備済み区域内の未接続者に対し、接続促進の啓発活動を行うことを挙げております。また、浄化槽整備区域内の単独浄化槽と未処理排水の排出を極力なくすため、合併処理浄化槽への転換を促すよう普及啓発に努めることとしております。

以上、簡単ではございますが、中間見直しの内容説明とさせていただきます。よろしくお願ひします。

●会長

前の第1章、第2章も含めて、第3章生活排水処理基本計画につきまして、改めて御質問、御意見等いただきます。

◎委員

139ページの令和5年度の目標、当初は86.6%から、今回の見直しで83.4%と生活排水処理率がなっているのですが、下水道の区域を変更したことで、これだけの、低くなるというふうと考えてよろしいですか。

○事務局

公共下水道の場合は、行政が主導で下水道区域を広げていきます。そのため、年々下水道区域が広がったと仮定しますと、整備率は上がって、水洗化率もある程度上がってくるということがございます。しかし、合併浄化槽となりますと、啓発はいたしますが、費用の面については個人負担となり、どうしても鈍化していくのではないかとということで、今回、見直しをさせていただきます。

●会長

ほかに御質問、御意見ありますでしょうか。

ちょうど、今の値の話は、生活雑排水未処理放流のことに結びついてくるかなと思います。というのは、この下水の場合は、比較的それがすぐ処理することができますが、合併浄化槽とかといったときには、それを処理していくまでのものに対して難しいところが出てくるかな。ただ、そうはいいながらも、その合併浄化槽を積極的に進めていく上でも、その辺のあたりをいかに生活排水処理に結びつけていくかという、これ、啓蒙的などころもないことはないと思いますけども。そのあたり、書かれていますので、そういった方向で指導していただければと思います。

その上で、やはり下水区域の縮小で、結果として、そういった計画をされざるを得なかったというところ、厳しいところはあると思いますけど、その上で全体的にはできるだけ、環境負荷の問題もありますから、行政的にはしっかり取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いします。

この第3編のところにつきまして、ほかに御意見等ありますでしょうか。

◎委員

単独浄化槽から合併浄化槽へ切りかえを推進していると思うのですが、これは増加傾向にあるのか、逆に切り替えがもうほとんどないのか、そこらはどんなん。要は、単独浄化槽を合併浄化槽に変えてもらわんと、生活排水は流れていくわけですから、現在は、どのような状況ですか。

○事務局

転換の基数は、26年度が16基、27が14、28が22、29が16、30が11となっております。多い年もあれば、少ない年もあり、平均して十何基となっております。なお、先ほどの基数はくみ取りからの転換を含んでおり、単独浄化槽だけでいきますと年間1基あるかないかです。

◎委員

結局は、くみ取りから合併浄化槽というのは、新築とかやってないから、やりやすいんですけどね。例えば、既に単独やっとなる場合に、1つは場所の問題も出てくるんですよ。要するに、それを、大きいものをのけて、そこへ排水から全部つながないかんとということでね。費用もかかるということで。そこらを増やしていかなんと、いま方策を考えんと、なかなか。

○事務局

全国的に見ても、やはり同じように、やはり水洗になっているからということで、同じです。

◎委員

一回単独していると、わざわざ合併にというのは、非常に厳しいと思うんですよ。費用の面とか場所の面、いろんな面が重なってきますから。

○事務局

平成13年度から、新規設置は、合併浄化槽に切りかえておりますので、単独は現在で約20年程度経っているということで、浄化槽の耐用年数からしたら30年以上になります。それと、建物自体の耐用年数からいいますと、30年から40年たった場合に次に建てかえるとなれば合併浄化槽という選択肢はありますが、なかなか、20年ぐらいたって、大規模なりフォームをしてというような機会がないと、一般の方も、排水系統を1つにするといったら、100万単位の費用がかかってこようと思いますので、啓発はしていきたいとは思っておるんですけども、個人の資産状況等もありますので、それも含めながら、啓発には努めてまいりたいと考えております。

●会長

いかがでしょうか。御質問、御意見等はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

●会長

以上で生活排水処理基本計画につきましての審議は終了させていただきます。

改めて、全体を通じまして何か質問もしくは御意見ありますでしょうか。

◎委員

ごみ処理基本計画の最後に、災害時のごみ処理云々というのが記載されていますが、千葉とか、関東とか東北で、かなりの廃棄物が出てくるということになると、前回のときも話が出たと思うのですが、ある程度、市として場所は決めているということですが、場所だけでなく、どこへ何を置くかというところまで事前にきちっとしておかないと、実際に災害が起こるとパニック状態になって、そこまで職員さんもなかなか手が回らないというようなことになるので、事前に、起きた場合はどこへどういうごみを持っていくかを決定しておくということを是非検討をお願いしたいと思います。

○事務局

昨年度策定したのは、あくまで基本計画ですので、実際にこれをどういうふうにか動かしていくかという実施計画、マニュアル的なものが是非必要だと思いますので、できるだけ早期に立てるべきものですので、検討をしていきたいと思っております。

●会長

去年の西予市や大洲の動きを、実際に行きましたときに、実際、本当に、分別じゃなくて

も、幾らかルールづくりをしとかなないと、次々と、分別されないごみが上に載ってきたら、それを、次のところへ持っていくことが難しくなるので。自然災害の後のことですから、起こった場合、どうするかということは、やはり行政の方で一定のルールづくりや仮置き場についても計画的に幾らかつくられといたほうがいいかなとは思いますが。

基本計画というのは、そこまで細かいものは要らないかもわかりませんが、そういったものをそういうところで毎年検討していくということ、この中で表現されてもいいのではかいは思います。

そうしましたら、第1編から第3編を書いています、基本的には第2編のごみ処理基本計画及び第3編の生活排水処理基本計画につきまして審議をしまして、今回、第1回目ですので、次回に今までの御意見を取りまとめて、改めてこの基本計画、次の原案をつくっていくこととなります。

その関係で私なりに、全部が整理できるかわかりませんが、まず、ごみ処理基本計画につきまして、1つは、この計画を当初、環境審議会で計画を立てたときに、ごみの分別も幾らか成功したということもあって、減っていたのが、その後がちょっと横ばいになっているということは、もう少し何らかの形で市民一人一人が減らせるようなものという方向を盛り込んでいただきたい。具体的なことは、基本計画では要らないかもわかりませんので、それぞれの年に計画をされていくということで。

あと、私のほうの松山市は、僕らからしたら、それが当たり前のような感じに、もうなってしまうので、当たり前になるようなところまで持っていくような形で、分別が一人一人の使命みたいな形で進めていけるような事項を、きっちりと書いていただいといたほうがいいかなと思いますので、ごみ処理基本計画の中に改めて修正として入れていただければと思います。

あと、生活排水処理基本計画につきましては、やはり合併処理施設への単独のほうからの切り替えが難しいところを含めて、その辺を進めていくこととあわせて、その場合の生活排水処理が十分進めていけるような手だてを何らかの形で強調していただけるような形で、修正なり追加部分があればということでお願いいたします。

ほかに検討していただくような内容のことはありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

●会長

それでは、議事の2番目、今後の審議会の日程というところを御検討いただければと思います。

○事務局

本日にしましては、中間見直し案の詳細説明を行わせていただいて、意見集約まで、でき上がったことと思います。それを受けまして、この素案に再度修正をかせせていただいたら

と思います。

2回目につきましては1カ月後あたりを予定しておりまして、本日、皆様からいただきました意見等について修正を加えたものをお示しして、できれば次の回で内容の承認をいただければと考えております。もし、その2回目の審議で、まだ意見があったり、内容等の修正が必要でございましたら、再度、3回目ということで、12月の中旬あたりを予備日として設けております。

あと、事務的な手続でございますけれども、12月下旬に中間見直し（案）として、皆様から市長の諮問に対しまして答申をいただいて、それをもって、1月上旬、庁議に付しまして、皆様からの修正を加えた内容で決定してよろしいかという稟議にかけたいと考えております。

次に、2月上旬に広報で一般廃棄物処理基本計画の中間見直し（案）の策定をしたことで、市民の皆様からの意見をいただく意見公募の期間を設けさせていただいて、その意見を踏まえて修正を加えるか、もしくは意見に対して回答する形で修正を加えずに策定するかという検討を行いまして、3月中旬には正式な計画策定、公表と持っていかせていただきたらと思います。

前後いたしますが、4回目の環境審議会につきましては、3月の上旬ごろに、意見公募の結果を含めまして作成しました計画の内容を最終的に確認いただく報告会としています。また、基本計画以外の環境問題に関する一般的事項についても御審議いただくために、次年度の審議内容についても検討いただく機会を3月上旬に設けたいと思っております。

このように最大、今日を含めまして4回を予定した形での日程を組ませていただいております。開催日時につきましては、本日は午後からでございましたけれども、平日でございましたら、昼間、夜間、どちらでも構いませんので、皆さんの御都合のいい日を設定できればと思います。できれば、昼間の午後を予定いただきたいと思っております。

●会長

では、次の第2回の日程は、今日のうちに決めたらよろしいですか。

○事務局

できれば、1カ月後あたりの11月の最終の週か12月の第1週の中で、皆さんが出席できる日を設定できたらと思いますが、今現在で、この日はだめという日がございましたら、お伺いしておいたらと思います。また、市におきましては、12月2日から12月議会が開会になりますので、議会の日程等も考慮しないといけないと思っております。

●会長

26日あたり、いかがですか。

○事務局

そうしましたら、11月26日の火曜日の2時からということで、2回目の環境審議会の日程で予定させていただきます。

●会長

第3回は、あるかないかわからないけれども、12月半ばに開催だということで、日程を決めるのは、必要だったら、そのとき決めるということにいたします。

あと、全体の審議日程のスケジュールは、こういう形にならざるを得ないと思いますのでこれでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

●会長

では、次回、第2回は11月26日の14時からということでお願いします。

部屋はともかくも、会場はここですね。

○事務局

はい、詳細は御案内の文書でお示しします。

●会長

次回開催日まで、もし今日改めて、計画とか見直しを見られて、何か質問とか、御意見あるようでしたら、それを反映する必要もあるかもわかりませんので、事務局のほうに早目にお知らせいただきますよう、よろしくをお願いします。報告期限としては、日程の2週間ほど前、11月10日過ぎぐらいまでに、何らかの形で、御意見とかがありましたらお寄せいただいて、それを踏まえて、26日の第2回目の審議会で審議したいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、日程等も決定いたしました。3その他でありますか。事務局のほうでありますでしょうか。

○事務局

特にございません。

●会長

委員の方のほうから、他に何か、検討したいこととか、ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

●会長

それでは、何もないようですので、以上で議事を終了したいと思います。御協力ありがとうございました。

○司会

皆様、御審議ありがとうございました。それでは、以上をもちまして第1回の伊予市環境審議会の全ての日程を終了させていただきます。

本日は、これで閉会といたします。皆様、大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

午後3時30分 閉会